

# 飲料容器廃棄物収集運搬・処理業務

## 仕様書

### I 概要

#### 1. 目的

本仕様書は、国立循環器病研究センター（以下、「当センター」という）と受託者が、当センターの飲料容器廃棄物収集運搬・処理業務（以下、「本件業務」という）の実施に関して、業務の確実な実施を確保するため、業務の詳細について定め、円滑な業務運営をはかることを目的とする。

#### 2. 契約内容

##### （1）履行場所

国立循環器病研究センター  
大阪府吹田市岸部新町 6 番 1 号

##### （2）契約期間

自 令和 8 年 4 月 1 日  
至 令和 11 年 3 月 31 日

### II 仕様

#### 1. 収集対象物

当センターのごみ集積室に集積されている飲料容器（瓶・缶・ペットボトル）全てとする。飲料容器は分別されていない。

#### 2. 飲料容器廃棄物の種類・予定数量

- (1) 大分類： 安定型混合廃棄物
- (2) 種類： 飲料瓶・缶・ペットボトル
- (3) 予定数量： 約 922.5 m<sup>3</sup> (約 25.6m<sup>3</sup>/月)

#### 3. 収集日

収集の頻度は、週 3 回の定期収集及び適宜当センターが依頼する不定期収集とする。不定期の収集要請が発生した場合は、当センター担当職員と日時を協議し、収集すること。年末年始等の長期休暇の場合も、当センター担当職員と協議のうえ、集積場所の集積容量を超過しないように適切な日程で収集できるよう調整すること。なお、廃棄物量

の増加に伴い収集回収を変更する場合は、協議に応じること。

#### 4. マニフェストの取り扱い

電子マニフェストによる運用であるため、対応できること。

#### 5. 搬出方法

- ・当センターのごみ集積室より、当センター職員あるいは清掃業務委託業者職員が立会って搬出すること。
- ・報告は計量後、電子マニフェストに入力することにより行うこと。
- ・搬出・計量方法の内容等に虚偽が発生した場合は損害賠償の対象とする。

### III 契約方法について

- ・収集運搬費・処理費それぞれ 1m<sup>3</sup>あたりの単価契約とする。
- ・契約にあたっては、収集運搬・処理業者が同一か否かにかかわらず、それぞれと契約書を取り交わすものとする。

### III その他

- ・本件業務受託者は、飲料容器廃棄物の収集運搬・処理を本仕様書、及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従って実施するものとする。また、衛生管理並びに美観上等、特に必要と認められる軽微な作業については本仕様書に定めのない事項についても契約金額の範囲内で実施するものとする。
- ・その他この仕様書に定めのない事項、及び不明な事項については当センターと受託者で協議の上、決定する。